

生涯学習入門Ⅰ 発達・教育キャリア入門C（生涯学習入門Ⅰ）朝岡 幸彦

第2回 社会教育・生涯学習の関連法令と条約 20160425

社会教育・生涯学習に関する基本法令及び重要関連法令について理解するとともに、国際文書や条約の動向や特徴を学ぶ。

日本国憲法 (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>)

第十一条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられ

第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

○3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十九条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

○2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

○3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十三条

学問の自由は、これを保障する。

第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

○2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

○3 児童は、これを酷使してはならない。

第八十九条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十九条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第二十号）（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>）

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

第一条（教育の目的）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第三条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第四条（教育の機会均等）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

第五条（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

第六条（学校教育）

法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

第七条 (大学)

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

第八条 (私立学校)

私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

第九条 (教員)

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

第十条 (家庭教育)

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第十一条 (幼児期の教育)

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

第十二条 (社会教育)

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、〈図書館〉、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

第十三条 (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

第十四条 (政治教育)

良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第十五条 (宗教教育)

宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

第十六条 (教育行政)

教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

第十七条（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条

この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

改正前後の教育基本法の比較 (http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/06121913/002.pdf)

社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>）

最終改正年月日:平成二七年六月二四日法律第四六号

第一章 総則

第一条（この法律の目的）

この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

第二条（社会教育の定義）

この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、**主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動**（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第三条（国及び地方公共団体の任務）

国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

第四条（国の地方公共団体に対する援助）

前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

第五条（市町村の教育委員会の事務）

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する〈図書館〉、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関する事。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関する事。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関する事。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関する事。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

第六条（都道府県の教育委員会の事務）

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び〈図書館〉の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関する事。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関する事。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関する事。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

第七条（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを相当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条

教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第九条（〈図書館〉及び博物館）

〈図書館〉及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 〈図書館〉及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

第九条の二（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

第九条の三（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合に

は、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

第九条の四（社会教育主事の資格）

次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

第九条の五（社会教育主事の講習）

社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第九条の六（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

第三章 社会教育関係団体

第十条（社会教育関係団体の定義）

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

第十一条（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

第十二条（国及び地方公共団体との関係）

国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第十三条（審議会等への諮問）

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。

第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

第十四条（報告）

文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第四章 社会教育委員

第十五条（社会教育委員の設置）

都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(削除)

第十六条 削除

第十七条 (社会教育委員の職務)

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第十八条 (社会教育委員の委嘱の基準等)

社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除

第五章 公民館

第二十条 (目的)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二十一条 (公民館の設置者)

公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

第二十二条 (公民館の事業)

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第二十三条 (公民館の運営方針)

公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

第二十三条の二 (公民館の基準)

文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

第二十四条 (公民館の設置)

市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

第二十七条（公民館の職員）

公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条

市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

第二十八条の二（公民館の職員の研修）

第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

第二十九条（公民館運営審議会）

公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条

市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条

法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

第三十二条（運営の状況に関する評価等）

公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十二条の二（運営の状況に関する情報の提供）

公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第三十三条（基金）

公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

第三十四条（特別会計）

公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

第三十五条（公民館の補助）

国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条

都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条

国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三十九条（法人の設置する公民館の指導）

文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

第四十条（公民館の事業又は行為の停止）

公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

第四十一条（罰則）

前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第四十二条（公民館類似施設）

公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第六章 学校施設の利用

第四十三条（適用範囲）

社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

第四十四条（学校施設の利用）

学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認められる限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

第四十五条（学校施設利用の許可）

社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条

国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条

第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

第四十八条（社会教育の講座）

文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地

方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第七章 通信教育

第四十九条（適用範囲）

学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

第五十条（通信教育の定義）

この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

第五十一条（通信教育の認定）

文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第五十二条（認定手数料）

文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第五十三条 削除

第五十四条（郵便料金の特別取扱）

認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

第五十五条（通信教育の廃止）

認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

第五十六条（報告及び措置）

文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

第五十七条（認定の取消）

認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

附則 抄（以下略）

社会教育法提案趣旨・改正経過（テキスト 57-60）

社会教育法施行令 (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>)

〈図書館〉法 (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>)

博物館法 (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>)

スポーツ振興法 (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>)

文部科学省設置法 (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>)

地方自治法 (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>)

その他の重要関連法令 (テキスト 86-122)

自治体関連条例 (テキスト 123-137)

世界人権宣言 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html)

(1948年12月10日 第3回国連総会採択)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/>)

成人教育の発展に関する勧告

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020901hk.htm)

1976年11月26日 ユネスコ総会採択

国際連合教育科学文化機関の総会は、1976年10月26日から11月30日までナイロビにおいてその第19会期として会合し、

すべての者の教育への権利ならびに文化的、芸術的および科学的な生活に自由に参加する権利を保障しかつ明記した世界人権宣言第26条および第27条で規定されている諸原則ならびに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条および第15条で規定されている諸原則を想起し、

教育が、民主主義、特権の廃止ならびに自治、責任および対話の理念の社会全体における促進と切り離すことができないことを考慮し、

成人の教育へのアクセスは、生涯教育との関連で教育への権利の基本的な側面であり、かつ、政治的、文化的、

芸術的および科学的な生活に参加する権利の行使を容易にするものであることを考慮し、

とくに急速な科学的、技術的、経済的および社会的変化にかんがみ、人格の全面的な発達のために教育が世界的な規模でかつ生涯にわたる過程として考えられなければならないことを考慮し、

成人教育の発展は、生涯教育との関連で青年と成人との間および異なる社会集団の間で教育資源のいっそう合理的かつ衡平な配分を実現するための手段として、また、世代間の理解の改善およびその間の協力をいっそう効果的にすることを確保しならびに社会集団の間および男女の間の政治的、社会的および経済的平等をいっそう増進するための手段として必要であることを考慮し、

成人教育は、生涯教育の不可分の一部として、経済的および文化的発展、社会的進歩、世界平和ならびに教育制度の発展に決定的に貢献しうること確信し、

成人教育において得られる経験が、教育方法の刷新および教育制度全体の改革に不断に貢献するものであることを考慮し、

識字が政治的および経済的発展、科学技術の進歩ならびに社会的および文化的変化における決定的な要因であることが世界的に認識されており、したがって、その促進があらゆる成人教育計画の不可分の一部をなすべきであることを考慮し、

この目的の達成には、成人の協力によってその目的および内容が定められている多様な形態の教育活動のうち、成人が自己の必要に最も良く応じ、かつ自己の関心に最も直接的に関連する形態のものを選択しうる状況が創造されることが必要であることを再確認し、

世界における訓練および教育の方法が多様であること、ならびに教育制度が未発達である国または国民の要求に十分に対応していない国における固有の特別な問題に留意し、

第2回および第3回世界成人教育会議（1960年モントリオール、1972年東京）ならびに、関連項目に関する限り、国際婦人年世界会議（1975年メキシコ）の結論、宣言および勧告を実現するため、

国際公教育会議が各国の文部大臣に向けて出した女性の教育へのアクセスに関する勧告（1952年勧告第34号）、農山漁村地域における教育施設に関する勧告（1958年勧告第47号）ならびに識字教育と成人教育に関する勧告（1965年勧告第58号）、ベルセポリスにおける国際識字シンポジウム（1975年）において採択された宣言、ならびにユネスコ総会第18会期（1974年）において採択された国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告に定める諸原則の実施についていっそう貢献することを希望し、

ユネスコ総会第18会期（1974年）において採択された技術教育および職業教育に関する改正勧告の規定ならびにすべての人が自由かつ民主的な文化へのアクセスおよび社会の文化的生活に積極的に参加する機会を得ることを確保するための措置に関する国際文書が採択されることを目的として同総会において採択された決議3・426の規定に留意し、

さらに、国際労働総会が、成人教育の種々の側面に関するいくつかの文書、とくに、職業指導に関する勧告（1949年）、農業における職業訓練に関する勧告（1956年）、有給教育休暇に関する条約および勧告（1974年）ならびに人的資源の開発に関する条約および勧告（1975年）を採択したことに留意し、

ユネスコ総会第18会期において成人教育を加盟国に対する勧告の主題とすべきことを決定して、1976年11月26日にこの勧告を採択する。

総会は、加盟国が、この勧告に定める諸原則の実施に必要な立法その他のすべての措置を各国の憲法上の慣行に従ってとることにより、次の諸規定を適用することを勧告する。

総会は、加盟国が、成人教育について責任を負う当局、部局および団体、また、成人のための教育事業を行っている種々の組織ならびに労働組合、協会、企業その他の関係団体に対しこの勧告について注意を喚起することを勧告する。

総会は、加盟国が、この勧告を実施するためにとった措置について、総会が定める時期におよび様式で総会に報告することを勧告する。

I 定義

1 この勧告において、

「成人教育」という用語は、内容、段階および方法がいかなるものであろうとも、正規なものあるいはその他のものであろうとも、学校、大学ならびに見習い期間における当初の教育を延長するにしろ代替させるにしろ、組織された教育過程の全体を意味する。この過程は、自己の所属する社会によって成人とみなされる人々が、その能力を発達させ、知識を豊かにし、技術的もしくは専門的な資格を向上させ、あるいはそれらを新し

い方向に転換させ、さらに全面的な人格の発達および均衡がとれかつ独立した社会的、経済的、文化的発展への参加という二重の展望において彼らの態度ないし行動についての変化を生じさせるものである。

成人教育は、しかしながら、それ自体で完全なものともみなされてはならない。成人教育は、生涯教育・生涯学習の全体的な体系の一区分であり、不可欠な部分である。

「生涯教育・生涯学習」という用語は、現行教育制度の再構成と教育制度の外にある教育的可能性全体の発展とを目的とする包括的な体系を意味する。

そのような体系の中では、男性と女性は、自己の思想と行動との間の継続的な相互作用を通して、自己教育の主体となる。

教育と学習は、就学期間に限定されることなく、全生涯にわたり、あらゆる技術と知識の分野を含み、可能なあらゆる手段を活用し、人格の全面的な発達のための機会をあらゆる人々に与えるべきである。

子ども、青年およびあらゆる年代の成人がその生活の中できかわる教育上および学習上の過程は、その形態はどうか、全体として考慮されるべきである。

II 目的および戦略

III 成人教育の内容

IV 方法、手段、研究および評価

V 成人教育の構造

VI 成人教育の仕事に従事している者の訓練および地位

VII 成人教育と青年教育の関係

VIII 成人教育と労働の関係

IV 成人教育の運営、管理、調整、財政

学習権宣言 (<http://yakanchugaku.enyujuku.com/shiryou/unescogakushuiken.pdf>)

(1985年3月29日 第4回ユネスコ国際成人教育会議採択)

学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでもまして重要な課題となっている。

学習権とは、

読み書きの権利であり、

問い続け、深く考える権利であり、

想像し、創造する権利であり、

自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる権利であり、

あらゆる教育の手だてを得る権利であり、

個人的・集団的力量を発達させる権利である。

成人教育パリ会議は、この権利の重要性を再確認する。

学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生存の欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。

もし、世界の人々が、食糧の生産やその他の基本的人間の欲求が満たされることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなければならない。

もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするなら、彼らは学習権をもたなければならない。もし、わたしたちが戦争を避けようとするなら、平和に生きることを学び、お互いに理解し合うことを学ばねばならない。

“学習”こそはキーワードである。

学習権なくしては、人間的発達はありえない。

学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、さらに学習条件の改善もないであろう。

この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないであろう。

端的にいえば、このように学習権を理解することは、今日の人類にとって決定的に重要な諸問題を解決するために、わたしたちがなしうる最善の貢献の一つなのである。

しかし、学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。

それは基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。学習権は、人類の一部のものに限定されてはならない。すなわち、男性や工業国や有産階級や、学校 教育を受けられる幸運な若者たちだけの、排他的特権であってはならない。

本パリ会議は、すべての国に対し、この権利を具体化し、すべての人々が効果的に それを行使するのに必要な条件をつくるように要望する。そのためには、あらゆる人的・物的資源がととのえられ、教育制度がより公正な方向で再検討され、さらにさまざまな地域で成果をあげている手段や方法が参考となろう。

わたしたちは、政府・非政府双方のあらゆる組織が、国連、ユネスコ、その他の専門機関と協力して、世界的にこの権利を実現する活動をすすめることを切望する。

エルノシア、モントリオール、東京、パリと続いたユネスコ会議で、成人教育会議の 大きな前進が記されたにもかかわらず、一方には問題の規模の大きさと複雑さがあり、他方には適切な解決法を見出す個人やグループの力量の問題があり、そのギャップはせばめられてはいない。

1985 年 3 月、ユネスコ本部で開かれた第 4 回国際成人教育会議は、現代の問題の スケールの大きさにもかかわらず、いやそれだからこそ、これまでの会議でおこなわれたアピールを繰り返しのべて、あらゆる国につきのこを要請する。すべての国は、成人教育の活動においても、サービスにおいてもたしかな発展をとげるために、大胆 で想像力にみちた努力をおこなうべきである。そのことによって、女性も男性も、個人 としても集団としても、その目的や条件や実施上の手順を自分たちで定めることができるようなタイプの成人教育を 発展させるのに必要な、教育的・文化的・科学的・技術 的蓄積を、わがものとなしうるのである。

この会議は、女性と婦人団体が貢献してきた人間関係における新しい方向づけとそのエネルギーに注目し、賛意を表明する。その独自の経験と方法は、平和や男女間 の平等のような人類の未来にかかわる基本的問題を 解決するための中心的位置を 占めるものである。したがって、より人間的な社会をもたらし計画のなかでの成人 教育の発展に女性が参加することは、ぜひとも必要なことである。

人類の将来がどうなるか、それは誰がきめるのか。これはすべての政府・非政府組 織、個人、グループが直面している問題である。これはまた、成人の教育活動に従事している人々が、そしてすべての人間が個人として、集団として、さらに人類全体として、自らの運命を自ら統御することができるようにと努力している人々が、直面している問題でもある。

学習：秘められた宝 (1996 年 4 月 ユネスコ 21 世紀教育国際委員会)

第 2 部 教育の諸原則 第 4 章 学習の 4 本柱

指針と勧告 - Pointers and recommendations

- (1) 生涯を通じた学習は、「知ることを学ぶ」、「為すことを学ぶ」、「共に生きることを学ぶ」、「人間として生きることを学ぶ」という 4 本柱を基とする。
- (2) 十分に幅の広い一般教養をもちながら、特定の課題については深く学習する機会を得ながら「**知ることを学ぶ**」べきである。このことはまた、教育が生涯を通じて与えてくれるあらゆる可能性を利用することができるように、いかに学ぶかを学ぶことである。
- (3) 単に職業上の技能や資格を取得するだけではなく、もっと広く、多様な状況に対処し、他者と共に働く能力を涵養するために「**為すことを学ぶ**」のである。このことはさらに、自分の生活する地域や国における個人的な社会経験や仕事の経験を通して、あるいは学習と労働を交互に行う過程を通して、青少年がいかに行動するべきかということも意味するのである。
- (4) 「**共に生きることを学ぶ**」ということは、1 つの目的のために共に働き、人間関係の半目をいかに解決するかを学びながら、多様性の価値と相互理解と平和の精神に基づいて、他者を理解し、相互依存を評価することである。
- (5) 個人の人格を一層発達させ、自律心、判断力、責任感をもってことに当たることができるよう、「**人間としていかに生きるかを学ぶ**」のである。教育はそのために、記憶力、推理力、美的感覚、身体的能力、コミュニケーション能力といった個人の資質のどの側面をも無視してはならない。
- (6) ややもすると学校教育制度は、知識の獲得を重視するあまり、他の 3 つの柱を犠牲にしてしまうきらいがあるが、今やより包括的な教育のあり方を考えることが肝要なのである。この見地に立って、将来の教育（その内容も方法も）を改革し、政策を立案しなければならない。

(天城勲 監訳)

その他の国際文書・条約 (テキスト 137-182)

生涯学習入門 I 発達・教育キャリア入門 C (生涯学習入門 I) 朝岡 幸彦

第3回 社会教育・生涯学習の理念と思想 20160509

社会教育から生涯学習へと展開してきた理念・思想を理解するとともに、それを支える国際的な文書や民衆的基盤について学ぶ。

- 1 社会教育から生涯学習、そして「社会教育としての生涯学習」へ
 - ① 社会教育法の理念 (寺中作雄「社会教育法解説」)
 - ② 社会教育の本質 (宮原誠一「社会教育の本質」)
 - ③ 社会教育の構造的矛盾 (小川利夫「社会教育と国民の学習権」)
 - ④ 生涯学習論の導入過程 (波多野完治「生涯教育論」)
 - ⑤ 国民の学習権と自己教育権 (梅根悟編「日本の教育はどうあるべきか」)
 - ⑥ 社会教育終焉論 (松下圭一「社会教育の終焉」)
 - ⑦ 社会教育概念理解 (把握) の方法をめぐって (日本社会教育学会)
 - ⑧ 生涯学習の行政的理解 (岡本薫「行政関係者のための入門・生涯学習政策」)
 - ⑨ 「社会教育としての生涯学習」総括表 (鈴木敏正「新版 生涯学習の教育学」)

- 2 生涯教育・生涯学習思想の国際的展開
 - ① ポール・ラングラン「生涯教育入門」
 - ② イバン・イリッチ「脱学校の社会」
 - ③ バウロ・フレイレ「被抑圧者の教育学」
 - ④ エットーレ・ジェルピ「生涯教育-抑圧と解放の弁証法」
 - ⑤ ユネスコ国際成人教育会議「学習権宣言」
 - ⑥ 欧州審議会宣言「成人教育と地域社会発展」
 - ⑦ クームス「定型および不定型的教育の将来戦略」
 - ⑧ ユネスコ21世紀教育国際委員会報告「学習：秘められた宝」
 - ⑨ ユネスコ国際成人教育会議「ハンブルグ宣言」
 - ⑩ レイヴ/ウェンガーの状況的学習・正統的周辺参加論
 - ⑪ エンゲストロームの活動システム・拡張的学習論
 - ⑫ 「生活全体をとおした学習」(学習4本柱と学習権6項目)

- 3 社会教育・生涯学習思想の民衆的基盤
 - ① 青年団の共同学習はどのようにして成長したか
 - ② 社会教育をすべての市民に (枚方テーゼ)
 - ③ 公民館主事の性格と役割 (下伊那テーゼ)
 - ④ 新しい公民館像をめざして (三多摩テーゼ)
 - ⑤ 生活史学習とは何か
 - ⑥ 貝塚市と別海町の生涯学習計画化の実践が提起するもの
 - ⑦ 子育て合意運動から「力あわせ」運動へ (稚内市子育て推進協議会組織図)
 - ⑧ アジア・南太平洋成人教育協議会規約
 - ⑨ グローカルな民衆大学運動としての世界社会フォーラム(WSF)

国際会議・国際ネットワークの活動に関わる基本的な文書を通して、ヨーロッパ・北米とアジアに注目して国際的動向を理解する。

3-2 社会教育・生涯学習の国際的動向 (国際機関・欧米)

1 国際会議・国際ネットワークの活動に関する文書

- ① Education for All ダカール行動枠組み (2000)
- ② ICAE 第7回世界大会 ナイロビ (ケニア) 2007年1月17~19日への呼びかけ
- ③ ベレン行動枠組み (第6回国際成人教育会議成果文書)
- ④ 第6回国際成人教育会議ナショナル・レポートのガイドライン
- ⑤ 第6回国際成人教育会議に対する市民組織からの最終提言
- ⑥ 成人学習者国際憲章(International Adult Learners' Charter)
- ⑦ CONFINTEA VI の国際市民社会組織フォーラムの原理憲章
- ⑧ 日本の市民社会組織によるレポート (第6回国際成人教育会議に提出)

2 ヨーロッパ・北米の動向

- ① 生涯学習のための欧州資格枠組み (2008)
- ② 生涯学習のための欧州資格枠組みに向けて—欧州委員会スタッフによる作業文書に対するヨーロッパ成人教育協会の一見解—
- ③ 「生涯学習—その必要性と資金について」—ドイツ連邦教育・研究・技術委員会によるヒアリング—
- ④ 識字教育への財政支出削減撤回を求めるカナダ成人教育学会会長からの手紙
- ⑤ 地域事業体の置かれた状況と成人教育 (トロント)

3-3 社会教育・生涯学習の国際的動向 (アジア)

1 生涯教育 (学習) 法制の動き

- ① 平生教育法 (韓国)
- ② 終身学習法 (台湾)
- ③ 福建省終身教育促進条例 (中国)
- ④ 東アジア社会教育・生涯学習関連法制 (法律・施策) 略年表

2 社区大学、地域学習施設、CLC

- ① 台湾の社区大学
- ② 中国上海における社区教育・社区学校・文化活動センター
- ③ アジアのコミュニティ学習センター
- ④ ベトナムの地域共同学習センター

3 生涯学習に関わる実践・運動

- ① 韓国の文解 (識字) 教育
- ② 世界寺子屋運動
- ③ 台湾の社区総体營造計画・運動

3-1-2 生涯教育・生涯学習思想の国際的展開

- ⑬ ポール・ラングラン「生涯教育入門」
- ⑭ イバン・イリッチ「脱学校の社会」

すぐれた教育制度は三つの目的をもつべきである。第一は、誰でも学習をしようと思えば、それが若いときであろうと年老いたときであろうと、人生のいついかなる時においてもそのために必要な手段や教材を利用できるようにしてやること。第二は、自分の知っていることを他の人と分かちあいたいと思うどんな人に対しても、その知識を彼から学びたいと思う他の人々を見つけ出せるようにしてやること。第三は、公衆に問題提起しようと思うすべての人々に対して、そのための機会を与えてやることである。そのような制度では、教育に対して憲法上の保証がなければならないであろう。...すぐれた教育制度の下では、本

当に誰もが自由に論じ、自由に集会を持ち、自由に報道ができるようにし、またそれゆえにそれらのすべてが十分に教育に役立つものとなるように近代的科学技術が用いられるべきである。P191-192

私は、四つだけ一多分三つだけでも良い明確な「学習経路」、すなわち学習したことを伝授しあう機会があれば、それだけで真の学習に必要なあらゆる資源を含むことができると思う。子供は、技能や価値のあるものの模範として役立つ人々に取り囲まれながら事物の世界の中で成長する。子供は、自分に議論を挑み、自分と競争し、自分に協力し、あるいは何かを理解することに関して自分に挑む仲間を見出す。そして、もしも運がよければ、子供は本当に自分のことを心配してくれる経験豊かな年長者からの対決や批判を受ける。事物、模範、仲間および年長者が、学習に必要な四つの資源である。すべての人がそれを十分に利用することができるようにするためには、その一つ一つは、異なったタイプの取り合わせを必要とする。192

必要なのは、公衆が容易に利用でき、学習をしたり、教えたりする平等な機会を広げるように考案された新しいネットワークである。192

⑮ パウロ・フレイレ「被抑圧者の教育学」

本書では、私が「被抑圧者の教育学」と名づけている教育学の幾つかの側面が提示されるだろう。それは、人間性をとりもどすためのたえまない闘いのなかで、被抑圧者（個々人であれ全民衆であれ）のためにではなく、被抑圧者とともに鍛え上げられなければならない教育学である。この教育学では、抑圧とその原因が被抑圧者の省察の対象となる。この省察によって、かれらは必然的に自らを解放する闘いへと向かっていくだろう。そして、こうした闘いのなかで、この教育学はつくられ、つくりかえられる。

主要課題は、分裂させられ曖昧な存在である被抑圧者が、いかにしてかれらの解放の教育学の発展に参加しうるか、にある。自分たちこそが抑圧者の主人であることに気づくときのみ、かれらは解放の教育学の誕生を助ける産婆術に貢献できるのである。

かれらが、生きるとは誰かのように生きることであり、誰かのように生きるとは抑圧者のように生きることである、といった二重性のなかに生きているかぎり、この貢献はかれらにのぞめない。被抑圧者の教育学は、かれらとかれらの抑圧者がともに非人間化の現れであることを、かれらが批判的に発見するための道具である。

解放とは、このように出産であり、それは苦痛をともなう出産である。

誕生してくる人間は新しい人間である。かれは、抑圧者-被抑圧者の矛盾がすべての人間たちの人間化によって廃棄される時にだけ生きることができる。いいかえれば、この矛盾の解決は、世界にこの新しい人間を導き入れる仕事のなかで生まれる。もはやその世界には、抑圧者も被抑圧者も存在せず、ただ自由を獲得しつつある人間がいるだけである。この解決が観念的な言葉だけで達成されることはありえない。

被抑圧者が自らの解放の闘いに取り組むことができるために、かれらは抑圧の現実を、出口のない閉ざされた世界としてではなく、変革しうる有限の状況として認識することが必要である。この認識は必要ではあるが、それだけでは解放のための十分条件とはいえない。十分であるためには、それが解放行動の原動力とならなければならない。192-193

⑯ エットーレ・ジェルピ「生涯教育—抑圧と解放の弁証法」

生涯教育は政治的に中立ではない。このことは、生涯教育を考察していく上で、あらゆる意味での出発点である。...われわれの生きている現代社会の抑圧的な諸勢力が、学習時間と学習空間の増加を人々に許容するのは、人々の自立への戦いの強化をもたらさないようにするという条件においてのみである。

諸個人や諸集団による自己決定学習は、あらゆる抑圧的な力にとって脅威となる。したがって、われわれが重視しなければならないのは、この自己-志向性なのである。...社会的、道徳的、美的、政治的事件の引き起こす根底的な変化は、しばしば自己決定学習の産物であり、このような自己決定学習は、外的な圧力が加わってきた教育メッセージと対立するものである。...この「変化への適応のための教育」という観点に立てば、自己決定学習は障害となる存在である。何故なら、自己決定学習とは、教育の目的、内容、方法への個人の統制を意味するからである。

進歩的な生涯教育政策のもっとも基本的な原則の1つは、社会参加であることは明らかである。...進歩的な生涯教育を構成する3つの要素は、自己決定学習であり、個人の動機に応えるものであり、新しい生活

の方法のなかで発展する学習のシステムである。192-193

- ⑰ ユネスコ国際成人教育会議「学習権宣言」
- ⑱ 欧州審議会宣言「成人教育と地域社会発展」
- ⑲ クームス「定型および不定型的教育の将来戦略」

今日、すべての国における将来の教育戦略は、...もっと包括的で革新的かつ統合的ならなければならないという広い合意がある。原則的には、これらの将来戦略は教育を単に授業形態としてではなく、非定型的・定型的および不定型的な教育の複雑な混合を含む、すべての年代のすべての人々にとっての生涯的学習過程とみなすべきだということが一般的に同意されている。それらはまた、多様な教育的活動の間だけでなく、それらと関連する発展の活動との強力な結びつきを促しつつ、急速に変化するそれらを取りまく世界との調和を保つように、すべての教育事業における継続的な変革と革新を強調してきた。

明らかに、教育は分離した部門ではなく、多様な形態をとりながら、すべての部門とすべての形態の発展の基本的構成要素となっている。教育を分離された部門として孤立化させることは、発展への貢献への重大な抑制となる。同様に、(定型教育と異なって)不定型教育は、真の意味におけるひとつのシステムではない。それは単に、定型的なシステムの外にあって、住民のうちの特定の部分の特定の学習必要に応えることを意図した、組織的な教育活動の雑多なまとまりに対する便利な一般的な名称にすぎない。最後に不定型教育はただ貧困者や未就学者のためのものであるだけでなく、すべての年齢の人々と人生の異なった諸段階に役立つものであり、そこには、関連する分野の知識と技術の発展についていかなければならない最も高度に訓練された専門家(たとえば医者、科学者、技術者、あるいは最高執行部など)が含まれるのである。193-194

- ⑳ ユネスコ 21 世紀教育国際委員会報告「学習：秘められた宝」

- 21 ユネスコ国際成人教育会議「ハンブルグ宣言」

- 22 レイヴ/ウェンガーの状況的学習・正統的周辺参加論

私たちは状況的学習を、意味を獲得する参加の軌道の中で捉える。この軌道はそれ自体が社会的実践に埋め込まれていなければならない。...そこで、私たちはむしろ正統的周辺参加が生起する構造化した形態と関係を正当に扱うやり方で、社会的世界の構築に必要なものを供給しようとしたのである。この試みから、関係論的、歴史的な捉え方が浮かびあがってきた。そしてこの脱中心的傾向こそが、「人」、「活動」、「知の営み」、そして「社会的世界」を捉えるために私たちが模索してきた道具立ての特徴なのである。

これにともなって、人は実践者となる。すなわち古参者になっていく新参者(彼の変化していく知識、技能、談話はアイデンティティの発達部分となる)→要するに、実践共同体の成員→となるのである。このアイデンティティ/成員性の考え方は動機づけの捉え方に強く結びついている。もし人が共同体の成員であり且つ行為者であるとすると、人というのは、世界における意味と行為を結びつけるものである。

状況的学習活動は実践共同体における正統的周辺参加となった。

- 23 エンゲストロームの活動システム・拡張的学習論

本書の中心となるアイデアは、次の五つの主張にまとめられるだろう。

- (1) 人間の振る舞い(conduct)にとってもっとも重要な分析単位は、対象志向的でアーティファクトに媒介された集团的活動システムである。
- (2) 歴史的に発展する内的矛盾が、活動システムの運動と変化にとっての主要な源泉である。
- (3) 拡張的学習は歴史的に新しいタイプの学習である。それは、行為者たちがみずからの活動システムのなかで発達の転換を生み出そうとする努力のなかから現れ、そのようにして行為者たちは集团的な最近接発達領域を超えていくのである。
- (4) 抽象から具体へと向かう弁証法の方法は、拡張的学習のサイクルを習得するための主要なツールである。
- (5) 介入者の方法論が必要である。それは特定の場所での活動システムにおける拡張的学習のサイクルを前進させ、媒介し、記録し、分析することをねらいとする。

- 24 「生活全体をとおした学習」(学習4本柱と学習権6項目)

社会教育・生涯学習政策の動向を理解するとともに、社会教育法改正の意味や地方分権・規制緩和・行政改革・自治体合併などについて考える。

3-4 社会教育・生涯学習の政策と行財政・制度

1 社会教育・生涯学習政策の動向

- ① 臨時教育審議会「教育改革に関する第4次（最終答申）」
- ② 中央教育審議会「生涯学習の基盤整備について（答申）」
- ③ 文部省生涯学習局「社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について」
- ④ 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について一知の循環型社会を目指して」
- ⑤ 文部科学省「教育振興基本計画」

2 2008年社会教育法改正問題

- ① 文部科学大臣「社会教育法等の一部を改正する法律案提案理由説明」
- ② 衆議院文部科学委員会参考人発言
- ③ (1)「社会教育等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（衆議院文部科学委員会）
(2)「社会教育等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（参議院文部科学委員会）
- ④ 「社会教育等の一部を改正する法律等の施行について」（文部科学省事務次官通知）
- ⑤ 社会教育法改正に対する社全協アピール「住民の学習の権利と自由を阻害し、社会教育行政を後退させる社会教育法改正案の問題点」

3 地方分権・規制緩和・行政改革

- ① 社会教育法第13条の要件緩和に関する自治体の要望（中央教育審議会配布資料）
- ② 社会教育法第13条の柔軟な運用について（文部科学省生涯学習局社会教育課長通知）
- ③ 地方分権改革推進委員会第1次勧告「生活者の視点に立つ『地方政府』の確立」
- ④ 地方分権改革推進委員会第2次勧告「『地方政府』の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大」
- ⑤ 地方分権改革推進委員会第3次勧告「自治立法権の拡大による『地方政府』の実現へ」

4 市町村合併と社会教育

- ① 新潟県公民館連合会「市町村合併と公民館についての緊急アピール」
- ② 長野県山形村公民館報
- ③ 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」

5 社会教育・生涯学習行政と首長部局移管

- ① 全国市長会「学校教育と地域社会の連携強化に関する意見-分権型教育の推進と教育委員会の役割の見直し」
- ② 地方自治法（第180条の7 補助執行に関する条文）→p86
- ③ 岡山市の公民館の充実をすすめる市民の会「公民館の市長部局移管提案をいったん白紙にもどし十分な議論を尽くすことを求める要望書」

6 社会教育財政

- ① 地方財政法→p93
- ② 地方交付税制度研究会編「平成21年度地方交付税制度解説（単位費用編）」
- ③ 地域に広がる自治体財政学習
- ④ 大和田流財政分析の学習論

※ 「受益者負担」論批判（朝岡幸彦「『受益者負担』論批判」、教育科学研究会・社会教育推進全国協議会『教育、地方分権でどうなる』、pp.100～109、国土社、1999年）

- 1 1999年社会教育法「大改正」を支える「市場」の論理
- 2 財団化・有料化をすすめる論理と拒否する論理
- 3 財団化・有料化の実態にみる「市場」の論理
- 4 受益者負担論を乗り越えるために

7 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（2015年12月21日）

はじめに

本答申全体を流れている理念は、未来を創り出す子供たちの成長のために、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総掛かりでの教育の実現を図るということであり、そのことを通じ、新たな地域社会を創り出し、生涯学習社会の実現を果たしていくということである。

この理念を実現すべく、本答申では、これからの教育改革や地方創生の動向を踏まえながら、学校と地域の連携・協働を一層推進していくための仕組みや方策を提言している。

…第1章では、学校と地域の「パートナーとしての連携・協働関係」への発展の必要性とともに、これからの学校と地域が目指すべき連携・協働の姿を示した。

…第2章では、学校が抱える課題の解決を図り、子供たちの教育活動等を一層充実していく観点から、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換していくための持続可能な仕組みとして、コミュニティ・スクールの仕組みの制度的な見直しや推進方策を提言している。

…第3章では、より多くの、より幅広い層の地域住民が参画し、子供たちの成長を地域で担うとともに、持続可能な地域社会を構築する観点から、社会教育の体制として、地域住民や団体等のネットワーク化等により学校との協働活動を推進する「地域学校協働本部」の整備を提言している。

…第4章では、コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」が相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくための在り方について提言している。

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第1節 教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性

【ポイント】

◆地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘されている。また、子供たちの規範意識等に関する課題に加え、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況。

◆「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学習指導要領の改訂や、チームとしての学校の実現、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。

◆これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

1 社会の動向と子供たちの教育環境を取り巻く状況等

(1) 社会の動向

(少子高齢化、グローバル化等の進行) (地域社会の教育力の低下) (地域コミュニティを創出する動きの広がり) (家庭教育の持つ重要性等)

(2) 子供たちの教育環境を取り巻く状況

(児童生徒数の減少等の状況) (子供たちの期間意識等に関する課題) (学校が抱える課題の複雑化・困難化等の状況)

(3) 教育改革、地方創生等の動向

昨今の学習指導要領の改訂や教員の資質能力の向上等、様々な学校教育を巡る教育改革の方向性や地方創生の動向において、子供たちの成長過程における地域・社会との関わり的重要性や学校と地域の連携・協働の重要性等が示されている。学校と地域の連携・協働の在り方を検討する上で押さえるべき主な動向は、以下のとおりである。

(学習指導要領の改訂について) (チームとしての学校の在り方の検討) (これからの学校教育を担う教員

の資質能力の向上に関する検討) (小中一貫教育の制度化) (高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革) (教育委員会制度の改革) (まち・ひと・しごと創生総合戦略等の決定)

2 学校と地域の連携・協働の必要性

教育は、地域社会を動かしていくエンジンの役割を担っており、教育により、子供たち一人一人の潜在能力を最大限に引き出し、全ての子供たちが幸福に、より良く生きられるようにすることが求められている。

学校は、全ての子供たちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、子供たちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティの拠点として、地域の将来の担い手となる人材を育成する役割を果たしていかなければならない。一方、地域は実生活・実社会について体験的・探究的に学習できる場として、子供たちの学びを豊かにしていく役割を果たす必要がある。

今なぜ、学校と地域の連携・協働が必要なのか。主な理由は以下のとおりである。

(これからの時代を生き抜く力の育成の観点) (地域に信頼される学校づくりの観点) (地域住民の主体的な意識への転換の観点) (地域における社会的な教育基盤の構築の観点) (社会全体で、子供たちを守り、安心して子育てできる環境を整備する観点) (学校と地域の「パートナーシップとしての連携・協働関係」への発展)

第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

【ポイント】

◆これからの学校と地域の連携・協働の姿として、以下の姿を目指す。

○地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換

○地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築

○学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進

◆上記の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築が必要。

1 これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

(1) 地域とともにある学校への転換

これまでの提言では、地域とともにある学校の運営に備えるべき機能として「熟議」「協働」「マネジメント」の三つが挙げられており、これらはこれからの学校運営に欠かせない機能として、再認識していく必要がある。

①関係者が皆当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供たちを育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議(熟慮と議論)」を重ねること。

②学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かって共に「協働」して活動していくこと。

③その中核となる学校は、校長のリーダーシップの下、教職員全体がチームとして力を発揮できるよう、組織としての「マネジメント」力を強化すること。

(2) 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

学校と地域が連携・協働するだけでなく、子供の育ちを軸に据えながら、地域社会にある様々な機関や団体等がつながり、住民自らが学習し、地域における教育の当事者としての意識・行動を喚起し、起していくことで、大人同士の絆が深まり、学びも一層深まっていく。地域における学校との協働活動に参画する住民一人一人が学び合う場を持って、子供の教育や地域の課題解決に関して共に学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも重要である。

(3) 学校を核とした地域づくりの推進

一方的に、地域が学校・子供たちを応援・支援するという関係ではなく、子供の育ちを軸として、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて、意見を出し合い、学び合う中で、地域も成熟化

していく視点が重要である。子供たちも、総合的な学習の時間や、放課後・土曜日、夏期休業中等の教育活動等を通じて地域に出向き、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子供たちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待される。

地域によっては、公民館等の社会教育施設を一つの拠点として、高齢者の健康維持や文化の伝承等の地域課題に関わる社会教育活動を、住民が主体となって活発に行っているところもある。学校という場を地域の人々が集い、学び合う場としてだけでなく、このような拠点が学校とつながり、双方向の関係を持つことも有益である。

2 学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築

3 学校と地域の連携・協働を推進するための体制整備

このためには、都道府県や市町村の教育委員会内において、コミュニティ・スクールや学校運営改善施策を担当する学校教育担当部局と、学校支援地域本部や放課後子供教室等の施策を担当する社会教育担当部局との連携・協働体制の構築が不可欠である。

また、首長部局等との連携・協働は、これからの教育改革の大きな柱となるものであり、学校と地域の連携・協働による取組は、地域のまちづくりや青少年健全育成、福祉、防災等の分野とも関連するものである。取組を円滑かつ効果的に進めていくためにも、総合教育会議を積極的に活用しつつ、部局横断で子供の育ちを総合的・一体的に支援する体制を構築していくことが重要である。

さらに、学校と地域の双方に、連携・協働を推進する窓口となる人材を配置することで、相互の役割分担を進めながら、連携・協働体制を構築・強化していく必要がある。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第1節 コミュニティ・スクールの意義・理念等

【ポイント】

◆平成16年に学校運営協議会制度が導入されて以降、コミュニティ・スクールが広がり、地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組む動きが進展。

◆地域との連携による学校運営の改善が図られるほか、教職員の意識改革や学力・学習意欲の向上、生徒指導上の課題の解決等の成果認識がある一方、取組が保護者や地域に余り知られていない、管理職等の負担が大きいなどの課題もあり、制度面の改善や推進方策の検討に当たっては、課題認識も踏まえた検討を進める必要。

1 コミュニティ・スクールの意義・理念

2 コミュニティ・スクールの現状等

(1) コミュニティ・スクールの現状と成果

平成27年4月現在、全国2,389校(全国5道県235市区町村の教育委員会)がコミュニティ・スクールに指定されており、幼稚園95園、小学校1,564校、中学校707校、高等学校13校、特別支援学校10校と、小・中学校を中心に指定校の数は増加してきている。

(2) コミュニティ・スクールの課題

27年度調査によると、コミュニティ・スクール未指定の教育委員会において、導入していない主な理由として「学校評議員制度や類似制度があるから」「すでに保護者や地域の意見が反映されているから」といったことが挙げられている。

第2節 これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方

【ポイント】

◆コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性

○学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要。

○現行の学校運営協議会の機能は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔

軟な運用を確保する仕組みを検討。

○学校運営協議会において、地域住民や保護者等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校とこれらの人々との連携・協力を促進していく仕組みとする必要。

○校長のリーダーシップの発揮の観点から、学校運営協議会委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みとする必要。

○小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みとする必要。



◆制度的位置付けに関する検討

○学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立される。

○このため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

1 コミュニティ・スクールの仕組みの基本的方向性

(1) コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会の役割と現行の機能の取扱い

学校が抱える課題の解決を図り、子供たちに対する教育活動等を一層充実していく観点から、学校運営協議会制度について、これまでの役割を重視しつつ、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援することで、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するという役割を明確化していく必要がある。

次に、現行制度上の機能の意義や課題等について、以下に整理する。

①校長の作成する学校運営に関する基本方針の承認

②学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見

③教職員の任用に関する教育委員会に対する意見

(現行の機能の取扱いの方向性)

現行の学校運営協議会制度は、地域とともにある学校の理念を実現させるための有効な仕組みであり、地域住民や保護者等が学校の運営に真に参画し、協働することを保障するために、少なくとも同協議会が備えるべきとされた機能が現行の地教行法に規定されている三つの機能である。現行制度が有する意義や成果等を踏まえると、学校運営協議会は、法律上の機能である「学校運営に関する基本方針の承認」、「学校運営に関する意見」及び「教職員の任用に関する意見」の三つの機能を備えるべきである。その上で、教職員の任用に関する意見については、これまでの心理的抵抗を払拭し、学校運営協議会制度を新たに導入しようとする積極的な検討を促す観点から、柔軟な運用を確保する仕組みとしていくことも検討すべきである。

(2) 学校支援の総合的な企画・立案、連携・協力の促進の観点

学校運営協議会が、学校に対する地域住民や保護者等の理解や協力、参画を促し、学校を支える基盤であるという観点を明確化していくことが必要である。このため、学校運営協議会において、地域住民や保護者等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校とこれらの人々との連携・協力を促進していく仕組みとしていく必要がある。また、このような役割を学校運営協議会が果たす上では、…統括的なコーディネーターや地域コーディネーター等を委員として位置付けていくことが求められる。

この際、こうした仕組みを検討するに当たっては、当該機能がトップ・ダウン型で一方向的に展開されることなく、地域住民や保護者等と教職員とが協働で企画したり活動を実施したりするなど、学校と地域で連携・協働した活動が展開されるよう配慮することが必要であるとともに、子供の学びを中心に据えた協働的な活動を通じ、地域づくりに発展していく取組を推進していく視点も有効であり、…「地域学校協働本部」との一体的・効果的な推進にも留意する必要がある。

(3) 学校評価との一体的な推進の観点

学校運営協議会と学校関係者評価を一体的に推進することで、成果や課題の共有、取組の改善に生かし、学校運営の評価・改善サイクルが充実していくなどの意義がある。また、学校運営協議会において学校評価を行うことで、「様々な課題が共有され、そのための具体的な対策を協議会で協議し、具体的な改善にもつながってい

る」「次年度の学校 運営の基本方針等に着実に生かされており、学校運営協議会委員の参画意識の向上につながっている」といった成果も指摘されている。

学校教育法体系上位位置付けられている学校 関係者評価について、学校運営協議会と有機的に組み合わせ、両者を一体的に運用していくことを積極的に推進することが重要である。その際、教育委員会規則において、学校評価の部会等を設置できる規定を盛り込むなどにより、学校運営協議会の機能として、効果的な学校評価を実施していくことが有効である。

一方、学校運営協議会が形骸化しないためには、実効性ある運営と併せ、学校運営協議会の取組そのものも適正に評価される必要があることから、教育委員会における定期的な点検・評価の実施を一層推進していくことが必要である。その際、教育委員会にとどまらず、第三者も含めた点検・評価を実施することも有効である。

(4) 校長のリーダーシップの発揮の観点

学校における一切の事柄の責任と権限は、最終的には教育委員会が有するものであるが、日常的な学校運営は、校長の責任と権限に基づいて処理される。

大切なのは、校長が、学校運営協議会の委員に対し、子供たちをどのような方針で育てていくのかというビジョンを示し、意識や取組の方向性の共有を図ることであり、学校運営協議会は、学校運営に関する基本方針の下、校長と共に責任感を持って行動する体制を構築していくことが重要である。

複雑化・多様化した課題を抱える学校の運営を改善し、学校の教育力を向上させていくためには、校長のリーダーシップが一層発揮される環境を整備するとともに、学校運営協議会の委員として、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、学校をより良いものにしていくという当事者意識と意欲を持ち、学校と共に行動していける人材を確保していく必要がある。

(5) 小中一貫教育への対応など学校間連携の推進の観点

地域ぐるみで子供たちの義務教育 9 年間の学びを支える仕組みとして、中学校区の複数の学校が連携した教育支援体制を構築することは重要であり、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを有機的に組み合わせて大きな成果を上げている例も見られる。… 特に、小中一貫教育をこれから導入しようという地域においては、導入前から関係の小学校・中学校について学校運営協議会を合同で設置し、学区の地域住民や保護者等の意向を反映させながら、新たなカリキュラムや学校施設の在り方等を具体的に構想していく工夫も考えられる。

小・中学校の学校運営協議会をリンクさせるために、学校運営協議会の委員全員を関係する全ての学校の委員として併任させたり、各学校について協議会を置いた上で、更にその上に小中合同の会議を開催したりするなどの工夫を講じる例もあるが、委員や学校の大きな負担につながっている

このため、小中一貫教育の取組を一層充実する上でも、中学校区内の複数の小・中学校について一体的な学校運営協議会の設置を促進することが有効であり、学校運営協議会を学校ごとに設置することを基本としつつ、小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資する観点から、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みとしていく必要がある。

また、小中一貫教育以外にも、幼稚園も含めた中学校区全体の連携、中高一貫教育など、多様な学校間の教育の接続・連携にも配慮することが求められる。

2 コミュニティ・スクールの仕組みの必要の検討

教育再生実行会議が平成 27 年 3 月に取りまとめた第六次提言「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」において、教育がエンジンとなって地方創生を成し遂げる必要があるという理念の下、学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割が求められるとの観点から、「全ての学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール化を図り、地域との連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり(スクール・コミュニティ)への発展を目指すことが重要」と提言された。また、そのために、「国は、コミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の存在を解消し、一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援等に努める。そして、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める」ことが提言された。

(1)学校や地域の状況

(2)市町村や学校の規模との関係

(3)幼稚園、高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた在り方

全国的に見ると、コミュニティ・スクールは小・中学校を中心に増えており、幼稚園は95園、高等学校は13校、特別支援学校は10校とごく一部にとどまるが、子供たちの生きる力は学校だけで育まれるものではなく、地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれるものであることは、どの段階においても変わるものではない。地域や社会を支える子供たちを育成していくためにも、学校種の特性を生かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階等に応じて、地域や社会との協働体制を構築していく必要がある。

(幼稚園の特性を踏まえた在り方)

具体的には、学校運営協議会を地域において幼児期から子供の育ちを一体的に考える場としていくことが重要であり、卒園児の保護者や地域の小学校や教育・保育施設の関係者等の協力を得ることで、小学校との円滑な接続や教育・保育施設との円滑な連携の推進等が期待される。

(高等学校の特性を踏まえた在り方)

(特別支援学校の特性を踏まえた在り方)

具体的には、学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者等に加え、医療、保健、福祉等の代表の協力を得ることで子供たちが自立し社会参加できる環境の充実を図るほか、地元の職業センター等の代表の協力を得て、地場産業への就労を目指す教育課程の工夫や地域の特産品を活用した作業製品の開発・販売を進めること等により、学校の活性化や教育の質の向上、さらには、共生社会の実現に資することが期待される。

(4)小規模自治体における教育委員会と学校運営協議会との関係の取扱い

(5)これからの学校運営協議会の制度的位置付けの検討

(これからの学校運営協議会の制度的位置付け)

これからの公立学校は地域とともにある学校へと転換し、地域との連携・協働体制を持続可能なものとしていくことが不可欠であり、今後、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校(コミュニティ・スクール)を目指すべきである。

このため、各教育委員会が、コミュニティ・スクールの推進を図っていくよう、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくことが必要である。

法律に基づかない自治体類似の仕組みについても、コミュニティ・スクールへの過渡的な段階(コミュニティ・スクール化)の姿として捉え推進していくことが重要であり、取組の充実・発展を促す中で、最終的にはコミュニティ・スクールとなることを目指して推進していくことが重要である。

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

【ポイント】

◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための以下の方策を総合的に講じていく必要。

- 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
- 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
- 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
- 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
- コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
- 幅広い普及・啓発の推進

◆都道府県の教育委員会は、都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進等を図ることが求められる。

◆市町村の教育委員会は、市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、コミュニティ・スクール未指定の学校における導入等の推進等を図ることが求められる。

…

コミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりに関わる当事者にとって、それぞれの立場から関わる魅力は、以下のように整理することができる。

◆コミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりの魅力

(子供にとっての魅力)(教職員にとっての魅力)(保護者にとっての魅力)(地域住民にとっての魅力)

1 国におけるコミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策

- (1)コミュニティ・スクールの裾野の拡大
- (2)学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
- (3)学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
- (4)地域住民や保護者等の多様な人々の参画の促進
- (5)体制面・財政面における支援等の充実
- (6)幅広い普及・啓発の推進

2 都道府県・市町村の役割と推進方策

これまでの提言を踏まえ、今後、各地方公共団体は、全ての学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、一層の拡大・充実が必要との認識に立って、積極的な姿勢で取組を推進していくことが求められる。

そのためには、教育長をはじめとする教育委員会関係者や校長の意識が重要である。地域住民や保護者等の参画を得ることが学校運営の改善、教育改革の実現のための大きな力となるというビジョンと、学校や地域の理解を得るためのリーダーシップの発揮が不可欠である。

コミュニティ・スクールを核に地域とともにある学校づくりを一層推進していくためには、都道府県、市町村における学校教育部局と社会教育部局の連携・協働の強化が不可欠であり、両者の連携・協働による取組の推進が必要となるとともに、総合教育会議の活用等を通じた首長部局とのパートナーシップを構築していくことも重要である。

(1)都道府県の役割と推進方策

(2)市町村の役割と推進方策

子供たちに最も身近なところで教育活動を担っているのは学校であり、市町村である。市町村教育委員会(以下、本項目において「市町村」という。)においては、自身の設置している学校の将来像を校長と共有するとともに、地域との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールの推進を支援することが求められる。地域住民や保護者等に対しても、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりが重要である。

また、都道府県と同様、地方公共団体内の学校教育担当者や社会教育担当者との連携・協働を密にしながら、まずは地域住民による学校支援、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築から始め、学校運営への参画に発展していく、あるいは、学校評議員を機能化・活性化し学校運営への参画に発展していくなど、コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりを推進していくことが求められる。

このため、市町村は、国による実践研究の支援を積極的に活用するなどにより、教職員と地域の人々、保護者との熟議を重ね、校内及び地域との協働体制づくりを進めることが求められる。

今後の少子化の更なる進行に伴い、学校統合や小規模校の存続など、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討がなされることとなるが、コミュニティ・スクールを導入し、学校と地域のより密接な連携・協働関係を構築することは、魅力ある学校と地域づくりの推進につながる大きな契機となり得る。また、学校と地域が連携・協働した取組や、地域資源を生かした教育活動を進めること等により、地域に誇りを持つ人材の育成を図ることも求められる。

なお、中学校区内の複数の学校が連携した運営体制は、地域とともにある学校の運営体制としてふさわしいものと考えられる。このため、コミュニティ・スクールの推進に当たっては、中学校区を運営単位として捉え、複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりを進めていくことが期待される。

【推進のための方策】

- ・コミュニティ・スクールの推進についての市町村教育振興基本計画への位置付けなど教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示
- ・首長部局と連携・協働した施策の策定・実施
- ・コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」等の促進とその一体的・効果的な推進に向けた地方公共団体内のチームとしての連携・協働体制の強化
- ・指導主事や社会教育主事の意識の向上と連携強化のための研修と熟議の充実
- ・教職員等の学校関係者、地域住民、保護者等に対する積極的な普及・啓発(国の制度等活用説明会も活用したフォーラムや研修会等の開催、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築に向けた熟議の場づくりなど)
- ・コミュニティ・スクール未指定の地域・学校における導入の推進(国の支援事業の積極的活用による学校・家庭・地域の連携・協働体制づくりの推進、事務機能の強化など教員の負担軽減も含めた効果的・効率的な校内

体制の整備等)

- ・複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりの推進
- ・管理職等のマネジメント力向上のための研修機会・内容の充実
- ・学校を核とした地域づくりの視点によるコミュニティ・スクールの展開(例:地域の魅力を発見する体験活動、地域の課題を知り探求する学習、児童生徒と共に活動する場の提供等)
- ・学校施設の積極的な開放等による地域の学び・集いの場づくりの推進
- ・地域住民や保護者等の参画の促進、関係機関・団体等の連携・協働の促進(自治会、PTA、婦人会、青少年団体、NPO、家庭教育支援チームなど地域組織との連携)
- ・地域連携の推進を担当する教職員の明確化(社会教育主事有資格者や事務職員の積極的な活用)
- ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を踏まえた業務改善の推進
- ・コミュニティ・スクールとしての取組の充実を図るための、学校裁量で支出できる運営経費の措置

第3章 地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方について

第1節 地域における学校との連携・協働の意義

【ポイント】

- ◆厳しい教育環境の中、子供を軸として、次代を担う子供たちの成長に向けての目標を共有し、地域社会と学校が協働して取り組むことが必要。
- ◆地域と学校が連携・協働することで、新しい人と人とのつながりも生まれ、地域の教育力の向上につながる。
- ◆地域の教育力の向上は、地域の課題解決や地域振興、さらには、持続可能な地域社会の源となり、「生涯学習社会」の構築にも資する。

...

地域社会の側においても、これまでの単なる「学校支援」を超えた体制整備が必要である。社会教育の実施体制を強化しつつ、それぞれの地域の状況に合ったコーディネート機能を構築するとともに、学校のパートナーとしての機能・実態を持った地域社会を維持することが必要である。例えば、郷土の伝統文化や地域防災、子供たちとの接し方等について、大人が子供たちに教えるためには、まず大人が学ばなければならない。学校に関わることは、すなわち大人の学びが豊かになることであり、子供の教育を軸として、学校教育と社会教育は表裏一体の関係であると言える。そのため、公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場やICTを活用したものも含め、多様な形態による学習機会を整備することなど、今後も社会教育を充実していく必要がある。さらに、地域の教育力の向上は、地域の課題解決や地域振興に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の構築に資するものである。

第2節 地域における学校との連携の現状等

【ポイント】

- ◆これまでの、学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、一定の成果を上げてきたことを評価。
- ◆一方で、現状の活動に関しては、更なる取組の充実と普及が必要であり、以下のような課題がある。
 - ・それぞれの活動が個別に行われ、必ずしも活動間の連携が十分でない
 - ・コーディネート機能を特定の個人に依存し、持続可能な体制が作られていない
 - ・地域から学校への一方向の活動内容にとどまっている場合がある
 - ・地域の活性化に向けた取組はなお発展途上にある
- ◆地域住民等が学校のパートナーとしてより主体的に参画し、地域における学校との関係を新たな関係(連携・協働)に発展させることが必要。

1 これまでの地域における学校との連携の現状

- (1)これまでの地域における学校との連携の経緯等
- (2)地域における学校との連携の現状

2 地域における学校との連携と新たな関係（連携・協働）

（地域における学校との連携の課題）

（地域における学校との新たな関係(連携・協働)への発展）

第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性

【ポイント】

「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

◆地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、共に地域を創る。

◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進。

◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展。

◆地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動、③持続的な活動の3要素が必須。

◆地域学校協働本部の実施を通じて、教職員と地域住民等との信頼関係が醸成され、コミュニティ・スクールの導入につながっていく効果も期待される。

◆地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。

1 地域における学校との協働体制の目指す姿

(1)今後の方向性-連携・協働と総合化・ネットワーク化-

今後、国全体として、各地域を支援しつつ、目指すべき整備の方向性は、第一に、...地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、そのことを通じて共にこれからの地域を創るという理念に立つことである。「支援」を超えて、目的を共有し長期的な双方向性のある展望を持った「連携・協働」に向かうことを目指す。

第二に、活動やコーディネート機能のつながりを深めることが重要である。地域によっては、既に、授業への地域人材の協力、放課後子供教室、土曜学習、親子が参加する地域行事等を複数のコーディネーターが手分けしながら一体の組織で企画・実施している例がある。地域でどのような子供たちを育てていくのか、どのような地域を創っていくのかという目標・ビジョンについて熟議を行いながら、多様な活動の違いを超えて総合的な運営を進めることにより、地域の人的なネットワークが広がり、協力体制が手厚くなると考える。

このように、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指し、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて「地域学校協働活動」と総称し、その活動を推進する体制を、今後、地域が学校と協働する枠組みとして、「地域学校協働本部」に発展させていくことを提言する。

(2)地域学校協働本部の在り方

(地域学校協働本部に必須の要素)

地域学校協働本部についての特徴は、社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した、任意性の高い体制としてイメージされるものである。一方で、より多くの、より幅広い層の地域住民が参加しやすい、つながりの緩やかなものではあるが、参加者の世代交代等も経ながら永く持続していくものでもある。

各地域で展開されている活動の実態、組織の現状と課題から考察すると、この体制が恒常的、組織的、安定的に実質を伴ったものとして持続するためには、地域と学校が子供たちの育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、「支援」から「連携・協働」、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、次の3要素が必須となる。

① コーディネート機能

② 多様な活動(より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施)

③ 継続的な活動(地域学校協働活動の継続的・安定的実施)

(これまでの学校支援地域本部等から地域学校協働本部への発展)

(コミュニティ・スクールとの関係)

地域学校協働本部の整備を推進する際には、同本部とコミュニティ・スクールとの両者が相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要である。

(地域学校協働本部の更なる機能強化)

本部の機能を更に進めるものとして、学校教育部局との連携強化や、教育委員会だけでなく首長部局の各部局との連携強化を推進することが挙げられる。これにより、取組の幅が広がっていき、子供たちの教育内容等の充実につながることを期待される。さらに、地域にある高等学校等と連携することは、設置者の違いを超え、高等学校や高校生等も協働の輪に入ってもらうことで、ネットワークのつながりが広がっていくことになる。さらに、地域学校協働本部への参加者一人一人が学び合う場を持って、子供の教育や地域の課題解決に関して、共に学び続けていくことは、正に生涯学習社会の実現のために求められることである。

(地域学校協働本部の有する可能性と留意点)

2 地域における学校との協働体制の整備の方向性

今後、地域における学校との関係を連携・協働へと発展させるとともに、地域住民自らが生活する地域を創っていくという考え方の下、全国どの地域においても子供たちが地域の協力を得て成長していくことができるようにすること、また、住民が子供たちの成長を支える地域学校協働活動に参画する機会を得ることができるようになることが必要である。この達成に向けて、地域における学校との協働の取組を強く推進していくため、地域が学校と協働する枠組みである地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。その際には、複数の小学校や中学校等を対象とするなどして地域学校協働本部を整備していくなど、それぞれの地域や学校の特色に応じて効果的な協働体制の整備を図っていくことが重要である。また、小・中学校のみならず、高等学校、幼稚園、特別支援学校、高等専修学校においても有効な取組であるため、地域の実情に応じてこれらの学校も巻き込んだものとしていくことが重要である。特に、高等学校に係る地域学校協働活動を推進していくことは、高等学校の特性を生かした展開により、より幅広い地域住民、企業、団体等の参画を促進する可能性がある。また、こうした取組を通じてその所在する地域の小学校や中学校と連携することで、活動全体の活性化にもつながることが期待できる。

都道府県や市町村の教育委員会としては、それぞれの域内の地域や学校の実情・特色や域内における整備状況を踏まえて、地域学校協働活動の推進に関する方針を定めて、どのような施策を講じていくべきかを検討し、実施していくことが必要である。

このため、今後、都道府県や市町村の教育委員会は、まず、各学校区の活動を把握し、既に学校支援地域本部や放課後子供教室の活動、また、公民館を中心とした社会教育活動等が行われている場合も含め、今後、地域学校協働活動の推進に向けて、どのような活動を充実していくべきか、どのような体制で地域と学校との連携・協働を促進していくかについて検証を行うとともに、地方公共団体全体としての今後の推進の方向性を示していくことが重要である。

このように、都道府県や市町村の教育委員会において、地域学校協働活動の推進に関する方針を検討する際には、地域の社会教育に関する諸計画の企画・立案、職務に必要な調査研究を行う等の職務を担う社会教育委員に意見を求めたり、調査研究を依頼したり、地域学校協働活動の推進に関し識見を有する者の協力を得て検討を進めていくことも有効である。

また、このような地域学校協働本部は、将来的には、子供たちを社会の主體的な一員として受け入れ、様々な実践への参加を促す機能を有する体制の構築へと進化・発展することが考えられる。その中で、子供も大人も加わって、ワークショップ等の手法を用いつつ、地域課題や地域の将来の姿、さらには子供たちの体験活動やキャリア教育等について議論を重ね、評価を加え、修正を繰り返すなどして、実践を継続し、改善の方向を探ることも期待される。そのような営みによって、より多くの、より幅広い層の地域住民が参画し、住民の意思を作っていくことは、地域の様々な課題に対して、それを解決しつつ、地域を経営することにもつながるものである。

第4節 地域における学校との協働のための取組の推進

【ポイント】

- ◆地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「統括的なコーディネーター」の配置や機能強化が必要。
- ◆地域コーディネーターの持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上が重要。
- ◆統括的なコーディネーターの役割や資質・能力を明確化し、その配置を促進。
- ◆地域学校協働活動の内容の充実、活動場所の確保、幼稚園、高等学校、特別支援学校等の特性を踏まえた取

組の推進、家庭教育支援の充実や安心して子育てできる環境の整備や福祉等との連携を推進。

1 地域における学校との協働のための体制の整備

体制の整備において重要となるのは、コーディネート機能の強化である。地域学校協働活動としては、地域住民、保護者、企業、団体等、様々な関係者が、学校支援活動、放課後や土曜日の学習支援活動、家庭教育支援活動、学びによるまちづくり等の地域活動といった様々な活動に参画することが想定され、学校や学校運営協議会と連携を図りつつ、時には学校との連絡窓口となり、時には住民、保護者間の調整役となって協働活動を推進していくコーディネーターの役割が重要である。

これまで、地域による学校支援活動等に際しては、主に学校区における活動の連絡調整役として地域人材が務める「地域コーディネーター」がその機能を果たしており、地域の实情に応じた様々な学校づくりや地域づくり活動等の企画調整を担ってきている。

また、域内の各学校区の協働活動の進展に応じて、学校区ごとのコーディネーター間の連絡調整を行ったり、域内の地域コーディネーターの育成を支援したりする「統括的なコーディネーター」の必要性も高まってきている。

今後は、両コーディネーターの配置促進や機能強化が重要である。

(1)地域コーディネーター

(地域コーディネーターの持続可能な体制の整備)

(地域コーディネーターとなる人材の育成・確保)

(2)統括的なコーディネーター

(統括的なコーディネーターの必要性)

(統括的なコーディネーターの役割)

(統括的なコーディネーターに求められる資質・能力)

(統括的なコーディネーターの役割・資質能力等の明確化)

(3)統括的なコーディネーターと社会教育主事との連携

都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる社会教育主事は、社会教育を行う者に対して専門的技術的な助言・指導や、教育委員会主催の社会教育事業の企画・立案等の職務を担っており、地域と学校の協働活動が円滑に進むよう、地域コーディネーターや統括的なコーディネーターとなり得る人材を見だし、育成したり、積極的に情報共有を図ったりすることが望まれる。今後、このような地域学校協働活動に関することを含め、さらに、社会教育主事に必要な資質や養成・研修の在り方について検討を行っていくことが必要である。

2 地域における学校との協働による活動の充実

(1)今後求められる活動内容等

(2)活動場所の確保等

(3)幼稚園、高等学校、特別支援学校、高等専修学校の特性を踏まえた取組の推進

(4)子供たちの抱える課題への対応や、家庭教育支援の充実等のための地域における学校、福祉等との連携

第5節 国、都道府県、市町村による推進方策

【ポイント】

◆国は、全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、以下のような、制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策を実施。

○活動推進のための体制整備及びコーディネーターの役割・資質等についての明確化

○各都道府県・市町村における地域学校協働活動の推進に対する体制面・財政面の支援

○都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援

◆都道府県の教育委員会は、地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、首長部局との連携・協働の下、ビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、域内の住民等に対する情報提供・理解促進活動、都道府県立学校等に係る活動の推進等を実施。

◆市町村の教育委員会は、地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、首長部局との連携・協働の下、域内のビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実、地域の住民等への情報提供・理解促進等を実施。

1 国の役割と推進方策

(1)基本的な枠組みの整備

(2)地域コーディネーターや統括的なコーディネーターをはじめとする人材の確保と資質の向上

(3)体制面・財政面における支援の充実

(4)都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク支援等

2 都道府県・市町村の役割と推進方策

都道府県・市町村の教育委員会は、それぞれの地域の特色や方針を踏まえつつ、域内における地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するための体制の整備その他の必要な施策(例えば、域内の地域学校協働本部等の体制の整備、コーディネーターの配置、地域住民等に対する地域学校協働活動に関する情報提供や理解促進等)を講じることが求められる。

それぞれの地域において、子供たちの成長を支え、地域づくりにもつながる地域学校協働活動を推進していくためには、都道府県、市町村における社会教育部局と学校教育部局の連携・協働の強化が不可欠であり、両者の連携・協働による取組が必要となるとともに、総合教育会議の活用等を通じた地域振興、社会福祉、医療、防災等を担当する首長部局とのパートナーシップを構築していくことも重要である。

都道府県・市町村は、計画的・継続的に地域における学校との協働活動に取り組んでいくため、それぞれの地域の実情や特色を踏まえつつ、教育振興基本計画等に、域内の地域学校協働活動の推進に向けて、その体制の整備をはじめとする地域における学校との協働活動の推進について基本的な方針を掲げることが期待される。

(1)都道府県の役割と推進方策

(2)市町村の役割と推進方策

市町村の小学校や中学校は、住民にとって身近な存在であり、多くの地域住民等がアクセス可能であることから、これまでの地域における学校支援活動等において重要な場となっている。今後も地域学校協働活動の推進にとって、市町村の教育委員会は重要な役割を果たすことが期待される。今後、市町村教育委員会は、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、域内全域での地域と学校との協働活動を推進するため、その推進に係る体制の整備その他の施策を講じることが必要である。都道府県と同様に、市町村においても、域内のそれぞれの地域や学校の実情・特色や地域学校協働活動の推進体制の整備状況には違いがあるため、子供たちの成長に向けたビジョンをそれぞれの地域で共有し、地域振興、社会福祉、医療、防災等を担当する首長部局とも連携・協働しつつ、子供たちの成長のために何が求められるか、地域住民にとって何ができるかを検討しつつ、例えば、体制の整備、コーディネーターの配置・育成、地域住民等に対する情報提供や理解促進等、それぞれにとって必要な施策を講じていくことが肝要である。

特に、地域と学校との協働活動が進んでいない地域においては、それぞれの地域の実情や抱える課題も踏まえつつ、例えば、統括的なコーディネーターの配置、当該地域の地域と学校との協働活動を担う人材の確保・育成、好事例の提供、様々なメディアを活用した効果的な情報発信、企画・立案の助言等を通じて、地域と学校との協働活動が展開されるよう必要な措置を講じていくことが重要である。

【推進のための方策】

◆市町村の教育委員会は、域内のそれぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、域内の地域学校協働活動の円滑かつ効果的な推進に係る体制の整備その他の施策を講じていくことが必要である。どのような施策を講ずるかについては首長部局との連携・協働の下、域内における取組状況を鑑みながら実施していくことが重要であるが、例えば以下のような施策が考えられる。

・域内の地域学校協働活動に関する教育委員会としてのビジョンの明確化と計画の策定、地域学校協働活動の改善に向けた取組のフォローアップ

・地域学校協働活動を推進するための体制の整備

・域内の地域コーディネーター、統括的なコーディネーター等の配置、その質の向上に向けた研修やネットワーク化の促進

・域内の地域学校協働活動への地域住民等の参画の促進、活動の質の向上に向けた理解促進活動

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方について

【ポイント】

◆地域とともにある学校に転換するための仕組みとしてのコミュニティ・スクールと、社会教育の体制としての地域学校協働本部が、相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。

◆普段からの情報の共有や、地域コーディネーターと地域連携の推進を担当する教職員との連携の強化を図るとともに、国は、一体的・効果的な推進のイメージや両者が円滑に機能している事例の発信等により、取組を促進。

1 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の関係の在り方

子供たちのために、また、地方創生の実現のために、コミュニティ・スクールの機能、地域学校協働本部の機能のそれぞれを大切にしつつ、両者が相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要である。

さらに、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の推進に当たって重要なことは、学校と地域の特色を生かし、学校と地域が共に考え、地域全体が当事者として参画していくことであり、従前の自律的・主体的な取組を生かしながら、学校と地域が連携・協働して行う企画運営や活動を大切にしていくことである。すなわち、両者の関係は一律に示されるものではなく、当該学校や地域の置かれた実情、経緯、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制を構築していくことが重要である。

以上のように、それぞれの地域や学校における事情や背景により、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の整備状況等は異なるものであるが、全国どの地域においても子供たちが地域の協力を得て成長していくことができるよう、それぞれの地域において、その実情に即してコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両者が整備され、両輪となって、学校と地域との連携・協働が推進されていくことを目指していくことが重要である。

コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の整備は、必ずしも小学校や中学校等の個別の学校区単位で行われるものではない。地域においては、複数の小学校・中学校が連携して教育体制を構築している例や、従前より行われていた個別の学校区を越えた地域活動を基盤に地域学校協働活動の体制が構築される例も見られる。今後、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の在り方を考えていく上で、複数校の連携・接続にも留意しながら、学校と地域の連携・協働体制を構築していくことも重要である。

2 両者の一体的・効果的な機能の発揮のための方策

地域とともにある学校に転換するための仕組みとしてのコミュニティ・スクールと、社会教育の体制としての地域学校協働本部が円滑に連結し、両者の機能を一体的・効果的に高めるための方策としては、それぞれの活動の企画等の段階から、双方の運営方針や取組計画等を共有したり、互いの取組の充実を目指し、重複を避けるための提案をしたりするなど、普段からしっかりと関係者間でコミュニケーションや情報共有を行うことが有効である。

特に、地域学校協働本部において主に連絡調整を担う地域コーディネーターと、...地域連携の推進を担当する教職員や学校運営協議会の委員との連携の強化を図ることが重要である。加えて、統括的なコーディネーターは地域コーディネーター間の連絡調整等を主な役割とするが、各学校区における個別の地域学校協働活動に関して学校側と連絡調整を行う場合もあり、このような場合には、統括的なコーディネーターと、地域連携の推進を担当する教職員や学校運営協議会の委員との連携を強化していくことも重要である。

おわりに

教育は、国民一人一人の幸せな人生を実現するための根幹を支えるものであり、国や社会の発展の基礎である。新しい時代の教育や地方創生を実現するためには、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働していくことが必要であり、本答申では、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、コミュニティ・スクールを目指すべきであること、また、全小・中学校区をカバーする領域において、地域における学校との協働体制として、地域学校協働本部の構築を目指すべきであることを提言した。

...

今後の整備・発展が望まれる様々な体制において、一体的・効果的に機能を発揮する上で重要なことは、「地域でどのような子供たちを育てていくのか、どのような地域を創っていくのか」というビジョンであり、それを創り上げていくプロセスである。

これには、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部といった特定の体制からの視点だけでなく、そのような体制を包含する「学校と地域」がどのように連携・協働していくか、という大きな視点が欠かせない。このような視点に立って、学校と地域がビジョンを共有した上で、協働による取組を積み重ね、大人も子供も学び続ける社会を共に創っていく必要がある。

そして、主体性を持った社会の担い手育成と、あらゆる世代が一体となった地域活性化の両立を目指していくことにより、地域住民の主体的な参画による、子供たちの生きる力の育成と地方創生の実現につなげていく必要がある。

誰かが何とかしてくれる、のではなく、自分たちが「当事者」として、自分たちの力で学校や地域を創り上げていく。子供たちのために学校を良くしたい、元気な地域を創りたい、そんな「志」が集まる学校、地域が創られ、そこから、子供たちが自己実現や地域貢献など、志を果たしていける未来こそ、これからの未来の姿である。このような未来を創り上げていくために、本答申の内容が速やかに実施され、国民一人一人がその理念を共有し、手を取り合い、行動していく一助となることを切に希望する。

社会教育・生涯学習政策におけるNPOなどの市民組織の役割と連携について考える。

1 環境NPOにおけるパートナーシップの視点（佐藤一子編「NPOの教育力」、2004年、東京大学出版会）

- (1) NPOにおけるパートナーシップの視点
- (2) 環境NPOの教育力とパートナーシップ
 - ① 環境保全・まちづくりNPOの特徴
 - ② 環境保全・まちづくりNPOの教育力
 - ③ 環境保全・まちづくりNPOとパートナーシップ
- (3) 環境保全NPOにみるパートナーシップの構造
 - ① 環境保全NPOの2つのタイプ
 - ② 市民・行政・企業のパートナーシップを仲介するNPO
 - ③ 公民館における“学び”とNPO
- (4) パートナーシップ型NPOの可能性

2 NPOと社会教育法制度（佐藤一子編著「NPOと参画型社会の学び」、2001年、エイデル研究所）

- (1) はじめに
- (2) 市場主義のもとでの社会教育とNPO
 - ① 市場主義者・ベッカー教授の教育改革
 - ② 公民館はなぜ無料で使えるのか
 - ③ NPOが公民館で活動するために
- (3) NPO法人は社会教育関係団体とどうちがうのか
 - ① NPO法人はなぜ生まれたのか
 - ② 「公益」とはなにか
 - ③ ノー・サポートからサポートへ
- (4) NPOと向き合う社会教育行政の可能性
 - ① NPOに行政はどこまで支援できるか
 - ② サポート・バット・ノー・コントロールの可能性

3 特定非営利活動促進法

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>

4 NPO法（特定非営利活動促進法）の改正について（20160602）

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>

本日、参議院でもNPO法（特定非営利活動促進法）の一部改正法案が可決され成立の運びとなりました。2国会をまたいだ改正法案が成立し、超党派のNPO議員連盟事務局長として責任を果たせ、ほっとしています。前回は、寄付金の税額控除などの大きな改正でしたが、今回は、NPO法人の便宜を図ると同時に、マネーロンダリング対策や情報公開を進めるなど、主に技術的な改正が中心になりました。以下、今回の改正の内容をご報告します。

まず、認証法人の制度に関する改正です。

1. 認証申請の添付書類の縦覧期間を現行の2月から1月に短縮するとともに、現行の公告に加えてインターネットによる公表を可能とします。

2. 情報公開の観点から、NPO法人は、貸借対照表を公告しなければならないものとします。その結果、NPO法人の登記事項から「資産の総額」を削ります。

なお、NPO法人は、公告の方法として、次の①～④の方法のいずれかを定めることができます。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法

③ 電子公告（内閣府ポータルサイトを利用する方法を含む。）

④ 公衆の見やすい場所に掲示する方法

3. NPO法人などは内閣府ポータルサイトにおける情報の提供が可能なのですが、現状利用が少ないので、所轄庁及びNPO法人は、内閣府ポータルサイトにおいて、一定の情報の公表に努めるものという努力規定を入れます。

4. NPO法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間を、現行の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長するとともに、NPO法人から提出された事業報告書等を所轄庁において閲覧・謄写できる期間を、現行の「過去3年間」から「過去5年間」に延長します。これは、マネーロンダリング対策として、FATF (Financial Action Task Force) という OECD の機関によって勧告された内容を法改正に盛り込んだものです。

次に、認定制度・仮認定制度に関する改正は次の通りです。

1 海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の所轄庁への事前提出は、不要とします。なお、認定・仮認定NPO法人に対し、送金等の金額にかかわらず、上記書類の毎事業年度1回の所轄庁への事後提出を義務付けるため、内閣府令を改正します。

2 認定NPO法人が役員報酬規程等を事務所に備え置く期間を、現行の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長するとともに、認定NPO法人から提出された役員報酬規程等を所轄庁において閲覧・謄写できる期間を、現行の「過去3年間」から「過去5年間」に延長すること。これも、前期のFATFのマネーロンダリング対策に関する改正です。

3 「仮認定」NPO法人では、「仮免許」のようで、イメージが悪いという皆さんのご意見を受けて、「仮認定」NPO法人の名称を「特例認定」NPO法人に改めます。

以上、3年に一度、NPO法を現状に合わせて見直すという附則の規定に基づく改正ができました。6月28日（火）に、都道府県、政令指定都市など所轄庁への説明会が行われます。政令や内閣府令は夏頃作成、地方議会での条例改正は秋頃の予定です。なお、一部を除き、公布後1年以内に改正法が施行されます。

私たち、NPO議員連盟では、次の3年間で、実情に合わない条文を見直したり、税制の拡充などに取組んでいきます。関係者の皆さん、応援よろしく願い申し上げます。

住民参加による社会教育・生涯学習の計画づくりの取り組みを中心に、自治体計画づくりや教育振興基本計画づくりにおける住民参加の可能性と課題について考える。

3-4 社会教育・生涯学習の政策と行財政・制度

6 社会教育財政

(4) 大和田流財政分析の学習論

→ 市民がつくる財政白書の意味 (朝岡、2009年)

市民が力をつけること ～ 啓蒙されつつある時代

活動の中で学ぶこと ～ 大和田流財政分析の学習論 「学ぶ」「調べる」「書く」「つながる」

学びあいの大切さ ～ 市町村合併とアウトソーシングを越えて

3-5 社会教育・生涯学習の計画づくりと住民参加

1 住民参画による社会教育・生涯学習の計画づくり

(1) 田辺市生涯学習推進計画

(2) 調布市社会教育計画

→ 地域と学校を変える教育ガバナンス (朝岡、2005年)

1 グローバリゼーションの時代に生きる

2 まちづくり学習と市民的公共性

① まちづくり学習と市民運動

② 市民運動の教育的側面と新しい公共性の模索

③ 教育は地域を変えうるのか

3 自治体改革と教育ガバナンス

① 自治体再編の元での市“民”立学校の可能性

② 市民的公共性に基づく教育ガバナンス

③ 自治体改革と指定管理者制度

4 教育ガバナンスの可能性

2 住民参画の自治体計画づくり

(1) 健康日本21 所沢市計画

(2) 松本市地域福祉計画

(3) 飯舘村「第五次総合振興計画」

3 教育振興基本計画

(1) 文部科学省「教育振興基本計画」 http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/

教育振興基本計画は、教育基本法 (平成18年法律第120号) に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画です。平成25年6月14日付けで、第2期の教育振興基本計画を閣議決定しました。(対象期間：平成25年度～平成29年度)

＜第2期教育振興基本計画について＞

○第2期計画は3部で構成されており、その概略は以下の通りです。

第1部

我が国の危機的な状況を回避するための社会の方向性として「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を掲げ、この実現に向けた教育の方向性として、以下の4つの基本的方向性が打ち出されています。

1. 社会を生き抜く力の養成 ～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引(けんいん)していく人材～

3. 学びのセーフティネットの構築 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

4. 絆（きずな）づくりと活力あるコミュニティの形成 ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

第2部

4つの基本的方向性に基づく8つの成果目標と30の基本施策を掲げ、「4のビジョン、8のミッション、30のアクション」として体系的に整理されています。

第3部

各施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、的確な情報の発信と国民の意見等の把握や反映、計画の進捗状況の点検及び見直しの必要性について記載しています。

○第2期計画のポイントとしては、例えば、以下のような点が挙げられます。

第1に、第1期計画が学校段階等の縦割りで施策等を整理していたのに対して、第2期計画では、各学校間や、学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視し、「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く教育の方向性を掲げたこと

第2に、検証改善サイクルの実現に向けて、第1期計画では必ずしも十分とは言えなかった成果目標・指標をできる限り明確に掲げたこと

第3に、少子化・高齢化、グローバル化など、我が国が直面する危機的な状況を踏まえ、将来の社会のあるべき姿を描きつつ、その実現に必要な施策を体系的に整理したこと

※ 教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

第十七条（◆教育振興基本計画◆）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※ 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）最終改正年月日:平成28年3月31日法律第22号

第六十一条（市町村子ども・子育て支援事業計画） 三

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「◆教育振興基本計画◆」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

第六十二条（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画） 三

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める◆教育振興基本計画◆その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(2) 教育振興基本計画を使いこなす